

最高裁秘書第4006号

令和元年8月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

5月7日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2423号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年5月付け「憲法記念日を迎えるに当たって」と題する文書（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

**右メニューへスキップ メインコンテンツへスキップ(スクリーンリーダーをご利用の方、キーボード操作の方のアクセシビリティ向上のため設置)**

## 裁判所 Courts in Japan

[裁判所トップページ](#) > [裁判所について](#) > [トピックス](#) > [憲法記念日を迎えるにあたって](#)

### 憲法記念日を迎えるにあたって

令和元年5月

### 憲法記念日を迎えるにあたって

最高裁判所長官 大谷直人

日本国憲法は、昭和、平成の時代を経て、この度、令和の時代の始まりとともに、施行から72周年となる記念の日を迎えました。

その間、裁判所は、日本国憲法の下、法の支配を搖るぎないものとするという使命を果たすために、社会に生起する紛争の適正妥当な解決に努めてきました。平成の時代を振り返りますと、国民により身近で頼りがいのある司法制度を目指して、司法制度改革に伴う諸制度の創設や抜本的な改正が行われましたが、我が国の社会が急速な変化を続ける中で、裁判所の使命は、ますます大きなものとなっています。

戦後最大の刑事司法の改革として創設された裁判員制度は、間もなく施行10周年を迎えます。国民の理解と協力の下、多くの方々に裁判員として参加していただきましたが、この制度を引き続き順調に運用し、社会に根付かせていくためには、法曹三者が、この10年間の成果に満足することなく、絶えず運用状況を検証し、協力して改善に取り組み続けていくことが重要だと考えています。

また、民事及び家事の分野でも、社会経済活動の複雑化・国際化、価値観の多様化等が進展するにつれて、深刻な主張の対立をはらむ事件や広く社会の在りようや国民生活に影響を及ぼす事件など解決の難しい案件が増加しており、紛争解決機能の一層の強化が求められています。情報通信技術の進化を背景とする民事裁判手続のIT化等の新たな課題にも着実に取り組み、国民の信頼に応える裁判所を実現するよう努めてまいります。

憲法記念日を迎えるに当たり、裁判所に託された責務に思いを致し、新たな時代においても司法がその役割を十全に果たしていくために力を尽くす所存です。

---

Copyrights (C) 2005 Supreme Court of Japan. All Rights Reserved.  
写真、イラストおよび画像データの無断転載を禁じます。